

「C型肝炎対策等の一層の推進について」(仮題)(案)の概要

(C型肝炎対策等に関する専門家会議報告)

《《現 状》》

- 我が国のC型肝炎ウイルスの持続感染者は150万人以上存在すると推定され、本人が気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行する感染者が存在することへの対応が課題。
- 治療面で、インターフェロン製剤による抗ウイルス療法が新たに導入され、難治性のC型肝炎についてもウイルスを駆除することが可能になってきている。



《《C型肝炎対策等の基本的考え方》》

- 多くの国民に対して、C型肝炎ウイルス検査を行い、早期に感染の有無を確認し、感染者に対し適切な治療を行うことにより、C型肝炎ウイルス感染に起因する死亡を効果的に減らすことが可能。
- また、C型肝炎に関する正しい知識の普及は、適切な受診・受療行動につながるとともに、感染者に対する偏見・差別等を防ぐためにも重要。



《《今後のC型肝炎対策等》》

■感染拡大の防止

- ・透析施設における感染防止マニュアルの普及啓発、研修の実施。
- ・血液透析に伴う感染に関する事例収集・原因究明に取り組む。
- ・歯科診療、母子感染に伴う感染防止に関するガイドラインの策定
- ・タトゥー(入れ墨)やピアス等の処置に伴う感染リスクの周知

■検 査

- ・ハイリスク・グループに対する肝炎ウイルス検査の実施期間の延長
- ・保健所における肝炎ウイルス検査の対象拡大(40歳未満)等
- ・健診結果通知時における相談指導の充実等による検査と治療の連携の強化

■治 療

- ・都道府県等にて「肝炎診療協議会(仮称)」を設置、関係機関間の連携・協力体制を構築し肝炎診療体制を充実。
- ・かかりつけ医等の肝炎診療従事者に対する研修の実施。
- ・肝炎の診断と治療に関するガイドラインの作成
- ・治療中断事例の収集による、肝炎治療継続のガイドラインの作成
- ・C型肝炎ウイルスの複製機構、持続感染機構の解明と新たな治療法・治療用ワクチンの開発
- ・欧米において標準的な医薬品や治療法の治験の推進と優先審査の実施による薬事承認・保険適用の迅速な実施
- ・国、都道府県等における患者や家族に対する相談窓口の設置
- ・C型肝炎患者に対し最新の治療法等の情報提供を充実。

■普及啓発

- ・都道府県におけるC型肝炎ウイルス検査の受診勧奨、感染の予防、人権への配慮に主眼をおいた普及啓発の推進